

芦屋町行政改革大綱（次期大綱）について

芦屋町ではこれまで昭和 60 年から行政改革を推進し、現在は「第 4 次芦屋町行政改革大綱」に基づき、行政改革に取り組んでいます。

現大綱の計画期間は今年度で終了しますが、競艇収益金の増加などにより、大規模な財政の建て直しを実施する状況にないことから、当面の間、大綱の策定によらず行政改革に取り組むこととしてよいか、審議をお願いするものです。

1 これまでの行政改革の取り組み

- (1) 芦屋町行政改革大綱（第 1 次行政改革）〔昭和 60 年 12 月～〕
各種補助金の 1 割カット、町議会議員定数削減、部制の廃止 など
- (2) 芦屋町行政改革大綱（第 2 次行政改革）〔平成 8 年 9 月～平成 12 年度〕
各種委員会の見直し、町議会議員定数削減、組織機構の統廃合、職員数の削減 など
- (3) 第 3 次芦屋町行政改革大綱〔平成 17 年 9 月～平成 21 年度〕
個人及び団体に対する補助金の見直し、指定管理者制度の導入、収入役の廃止をはじめとする組織機構の見直し、職員給与の制度の見直し及び給与カット など
- (4) 第 3 次芦屋町行政改革大綱（第 2 ステージ）〔平成 21 年 9 月～平成 26 年度〕
財団法人芦屋町開発公社の解散、高浜・浜口町営住宅跡地の活用、基幹系業務システムの自治体クラウドの共同運用 など
- (5) 第 4 次芦屋町行政改革大綱〔平成 27 年 3 月～令和元年度〕
長寿命化計画の策定と実施、下水道使用料の見直し、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金の充実 など

2 次期大綱を策定しない理由と今後の取り組み

- (1) 策定しない理由
 - ・良好な財政状況（競艇収益金の増加による町財政への寄与など）。
 - ・大綱による取組み（集中改革プラン）による経費削減効果の減少。
 - ・次期大綱策定業務や策定後の進捗管理業務（「集中改革プラン」による）を削減し、他の業務へ注力する。

[参考：近年の大綱による効果額]

	第 4 次大綱【現行】 H27 年～H30 年（4 年間）	第 3 次大綱（第 2 ステージ） H22 年～H26 年度（5 年間）	第 3 次大綱 H17 年～H21 年度（5 年間）
効果額	163,810 千円	544,370 千円	1,491,709 千円

- (2) 今後の取り組み
 - ・最小の経費で最大の効果を得られるよう、実施計画策定や予算編成等により、引き続き行政改革に取り組んでいく。

3 今後のスケジュール

- ・ 7 月下旬 行政改革推進委員会で審議
- ・ 8 月下旬 行政改革推進本部で審議（行政改革推進委員会の審議結果を報告など）
- ・ 9 月下旬 議会（全員協議会）に報告

行政改革大綱の策定状況

■ 芦屋町行政改革大綱（第 1 次行政改革）〔昭和 60 年 12 月～〕

1、基本方針・基本姿勢

- (1) 本町の行財政事情は、競艇収益金の大幅な減少という厳しい環境の中で、新しい時代の要請に的確に応えるため、簡素で効率的な行政を確立しなければならない。そのため行政改革を積極的に進めていく。
- (2) 行政改革の推進にあたっては、「芦屋町行政改革推進委員会」の答申を尊重し、議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組むとともに、住民をはじめ関係方面の理解と協力が得られるよう努める。

2、主な取組み

各種補助金の 1 割カット、町議会議員定数削減、部制の廃止など

■ 芦屋町行政改革大綱（第 2 次行政改革）〔平成 8 年 9 月～平成 12 年度〕

1、基本方針・基本姿勢

- (1) 行政改革答申の趣旨を尊重し、積極的に推進する。
- (2) 行政の努力と議会の協力にとどまらず、住民の理解と支援を得るよう努める。
- (3) 健全財政を確保し、時代の変化に柔軟に対応できる合理的・効率的な行政システムの確立を図る。
- (4) 目標達成年度を平成 12 年度とし、平成 8 年度を初年度とする 5 カ年間に可能なものから順次具体化を図る。

2、主な取組み

各種補助金の 1 割カット、各種委員会の見直し、町議会議員定数削減、組織機構の統廃合、職員数の削減など

■ 第 3 次芦屋町行政改革大綱〔平成 17 年 9 月～平成 21 年度〕

第 3 次芦屋町行政改革大綱（第 2 ステージ）〔平成 21 年 9 月～平成 26 年度〕

1、基本方針・基本姿勢

(1) 行財政運営の適正化・効率化

健全な行財政運営を推進するため、行政サービスの適正水準及び適正負担により、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、住民生活の向上に努め、サービス精神と経営感覚に立脚した改革を進めます。

(2) 社会環境の変化への柔軟な対応

既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で住民へのサービス向上、制度・事業の企画立案（縮小、廃止を含む）に取り組み、改革を進めます。

(3) 職員の意識改革

すべての職員が自らの問題として取り組み、意欲を高め、主体的な創意工夫により改革を進めます。

(4) 住民の参画と協働

住民参画と住民との協働による、改革を進めます。

2、主な取り組み

行政評価制度の導入、個人及び団体に対する補助金の見直し、指定管理者制度導入、給食調理業務の民間委託、収入役の廃止をはじめとする組織機構の見直し、住民参画まちづくり条例の制定、定員管理の適正化、職員給与の制度の見直し及び給与カット、予算配当制、財団法人芦屋町開発公社の解散、高浜・浜口町営住宅跡地の活用、基幹系業務システムの自治体クラウドの共同運用、目標管理業務マネジメント・人事評価システムの構築、退職手当の給付水準の見直しなど

■第4次芦屋町行政改革大綱〔平成27年3月～令和元年度〕

1、基本方針・基本姿勢

(1) 健全で効率的な行財政運営の推進

健全な行財政運営を推進するため、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、歳出の抑制だけでなく、積極的な自主財源の確保に努めるなど、引き続き安定的な行財政運営に取り組みます。

(2) 職員の意識向上

行政運営を取り巻く環境が複雑、多様化する中で、職員ひとり一人が自らの役割と使命を認識し、課題解決に取り組むよう、職員の意識向上に努めていきます。

(3) 住民の参画と協働、情報の共有

「住民参画」と「協働のまちづくり」をすすめるとともに、行政情報を積極的に公開し、住民との情報の共有に努めます。

(4) 中長期的な視野に立った行政運営の推進

人口減少や少子高齢化など急激な社会構造の変化により、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このため、「選択と集中」を行いながら、中長期的な視野にたった行政運営を進めていくとともに、第5次総合振興計画における町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向けて、既存の枠組みや従来の発想にとらわれず、魅力あるサービスを創造していきます。

2、主な取り組み

長寿命化計画の策定と実施、下水道使用料の見直し、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金の充実など